



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

118	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
119	救急診療所の認定	(医務課).....	1
120	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	2
121	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
122	保安林の指定	(").....	2
123	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	3
124	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3
125	昭和58年和歌山県告示第933号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正	(").....	4
126	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	4

○ 監査公表

	監査公表第2号	6
--	---------	-------	---

○ 正誤

	平成26年10月10日付け和歌山県報第2598号和歌山県選挙管理委員会告示第94号中	9
	平成26年11月14日付け和歌山県報第2608号和歌山県選挙管理委員会告示第110号中	10

告 示

和歌山県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
タイコー堂薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	峰篤司	平成 27.2.1

和歌山県告示第119号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 辻秀輝整形外科
- 所在地 海南市名高178-1
- 有効期限 平成30年2月3日

和歌山県告示第120号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「angel Eyes POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Lion Heart BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「XTC TRIP Powder 13」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「蛙54」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成27年2月13日

和歌山県告示第121号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川3543の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 海南市下津町引尾字大藪420、字夏切1314
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大藪420（次の図に示す部分に限る。）、字夏切1314（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第123号

平成26年和歌山県告示第1562号（以下「告示第1562号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬581

門戸倫子

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園新子29

上西常松

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬630-1

坪井清重

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1562号のとおり

和歌山県告示第124号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 広口1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	伊都郡	かつらぎ町	広口	十六瀬	445番1	

2号	〃	〃	〃	〃	445番2	
3号	〃	〃	〃	〃	466番	
4号	〃	〃	〃	〃	454番	
5号	〃	〃	〃	中ノ尾	488番	
6号	〃	〃	〃	〃	509番	
7号	〃	〃	〃	〃	509番	
8号	〃	〃	〃	〃	508番	
9号	〃	〃	〃	〃	508番	
10号	〃	〃	〃	〃	522番2	
11号	〃	〃	〃	〃	522番2	
12号	〃	〃	〃	〃	492番	
13号	〃	〃	〃	十六瀬	424番	
14号	〃	〃	〃	〃	431番	

2 稲成2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と12号を結ぶ線は田辺市道稲成44号線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		稲成町	糸田	387番1	
2号	〃		〃	〃	387番1	
3号	〃		〃	〃	393番	
4号	〃		〃	〃	387番1	
5号	〃		〃	〃	387番1	
6号	〃		〃	〃	386番1	
7号	〃		〃	〃	386番1	
8号	〃		〃	〃	386番1	
9号	〃		〃	〃	394番1	
10号	〃		〃	〃	386番6	
11号	〃		〃	〃	380番1	
12号	〃		〃	〃	384番1	

和歌山県告示第125号

昭和58年11月19日和歌山県告示第933号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

宮の下急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度

(2) 業務の名称

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務

(3) 業務の内容

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成27年4月1日（水）から同年11月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年2月13日（金）において次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 1の(2)の業務のうち、警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）の条件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該条件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年2月13日（金）から同年3月2日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は平成27年3月3日（火）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年2月20日（金）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成27年2月13日（金）から同年3月5日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年3月13日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、平成27年3月16日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) （2）の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年3月23日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年12月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月13日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
 和歌山県監査委員 足立 聖 子
 和歌山県監査委員 井出 益 弘
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成26年12月24日
なぎ看護学校	〃
和歌山県水産試験場	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
串本警察署	〃
新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 直行命令している旅行命令簿において、直行せず出勤したにもかかわらず、旅行命令の変更がなされず、旅費もそのまま支給されていたので適正に処理されたい。

(イ) 簡易公開調達において、公告と説明書の提出期限等に食い違いがあったので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(ウ) 支出に当たり、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 出納員の決裁漏れがあった。

b 誤った金額による支出があった。

(エ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあったので、適正に処理されたい。

(オ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約837万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約341万円となっており、前年度末に比し約48万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(エ) 交際費の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約627万円となっており、前年度末に比し約29万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、早期の納付指導等による適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約53万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導を図るとともに、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅行命令簿において、宿泊命令又は夜間帰着を命令すべきところどちらも命令されていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 生活保護費返還金の債権管理を怠っていたため、不必要な調定が行われていたため、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約80万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(ウ) 誤った金額の請求書により支出していたため、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 会計事務において、次の不適正な事務が多く見られたことは誠に遺憾であり、適正に処理されたい。今後、決裁権者はもちろん、内部牽制を有効に機能させ、会計事務手続の点検をするとともに、厳正な執行に万全を期されたい。

a 旅行命令事務

旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。

b 超過勤務事務

(a) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間の区分欄及び週休日の振替等欄を鉛筆書きしていた。

(b) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、正規の勤務時間外の公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従っていなかった。

c 決裁及び承認事務

(a) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあった。

(b) 物品調達台帳において、決裁印の押印がなされていない事例や、納入者の記載がなされていない事例があった。

d 支出事務

(a) 建設工事請負契約において、契約書約款の記載誤りにより前払金が返還されていた事例があった。

(b) 修繕料の支出票において、支出命令額を誤って入力し、過渡ししていた事例があった。

(イ) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約247万円となっており、前年度末に比し約62万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 工事請負契約の違約金については、平成25年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (エ) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額については、平成25年度末で14万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (オ) 港湾施設の使用及び工作物設置並びに港湾施設内行為の許可について、使用等が開始された後に提出された許可申請書に基づき、使用等開始時に遡って許可及び使用料の徴収を行っていたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県水産試験場

- (ア) 報償費において、調査期間の記載を誤り、過渡ししていた事例があったので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。
- (イ) 旅費受領受任者通帳において発生した預金利息を誤って収入調定していたので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

- (ア) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿において、用務地の記載誤りにより旅費額が不足している所以、適正に処理されたい。
- (ウ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (エ) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新宮高等学校

- (ア) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。
- (イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成25年度末で5件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理を行うとともに、処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成26年10月10日付け和歌山県報第2598号和歌山県選挙管理委員会告示第94号中

ページ	誤	正
10	新宮市南松杖210番地の3	新宮市蜂伏129番地
	新宮市南松杖会館	新宮市蜂伏会館
	新宮市蜂伏129番地	新宮市南松杖210番地の3
	新宮市蜂伏会館	新宮市南松杖会館

正 誤

平成26年11月14日付け和歌山県報第2608号和歌山県選挙管理委員会告示第110号中

ページ	誤	正
	第2項	第1項
16	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地 」に、	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地 」に改 め、第2項中